

## 出席停止について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の取り扱いをします。出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。この期間は欠席扱いになりませんので、治療に専念していただきますようお願いいたします。医師に登校を許可された段階で、次ページの治癒証明書に証明を受け、登校時担任へ提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） 百日咳  麻疹 流行性耳下腺炎  風疹 水痘 咽頭結膜熱  新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。</li> <li>・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</li> <li>・解熱した後3日を経過するまで。</li> <li>・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</li> <li>・発疹が消失するまで。</li> <li>・すべての発疹が痂皮化するまで。</li> <li>・主要症状が消退した後2日を経過するまで。</li> </ul> ※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。</li> </ul>
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	コレラ 細菌性赤痢  腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

# 治癒証明書

岡山白陵中学校・高等学校

( 中 ・ 高 ) 年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

病 名 ( \_\_\_\_\_ )

出席停止期間

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

上記のとおり証明します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関

医師 氏名 \_\_\_\_\_ 印